

## 岡山県公安委員会告示第36号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

令和7年3月17日

岡山県公安委員会

### 1 検定を実施する警備業務の種別等

#### (1) 学科試験

種別及び級	実施期日及び時間	実施場所	定員
雑踏警備業務 1級	令和7年6月6日（金曜日） 午前9時から午前11時まで	岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県警察本部	30人
雑踏警備業務 2級			30人

#### (2) 実技試験

種別及び級	実施期日及び時間	実施場所
雑踏警備業務 1級	令和7年6月28日（土曜日） 午前10時から午後5時まで	岡山市北区御津中山444番地3 岡山県運転免許センター
雑踏警備業務 2級		

### 2 検定対象者

#### (1) 雑踏警備業務1級に係る検定

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する2級の検定（雑踏警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

#### (2) 雑踏警備業務2級に係る検定

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

### 3 検定の科目

種別及び級	試験区分	科目
雑踏警備業務 1級	学科試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備業務に関する基本的な事項</li> <li>○ 法令に関すること。</li> <li>○ 雑踏の整理に関すること。</li> <li>○ 雑踏警備業務の管理に関すること。</li> <li>○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>
	実技試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雑踏の整理に関すること。</li> <li>○ 雑踏警備業務の管理に関すること。</li> <li>○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>
雑踏警備業務 2級	学科試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備業務に関する基本的な事項</li> <li>○ 法令に関すること。</li> <li>○ 雑踏の整理に関すること。</li> <li>○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>
	実技試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雑踏の整理に関すること。</li> <li>○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>

### 4 提出書類

#### (1) 雑踏警備業務1級に係る検定

ア 所定の様式による検定申請書 1通

イ 写真 2枚（縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートル、申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

ウ その他

(ア) 2(1)アに該当する者

合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面 各1通

(イ) 2(1)イに該当する者

都道府県公安委員会が2(1)アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者と認める書面の写し 1通

(ウ) 県内に住所を有する者

住所地在県内であることを疎明する書類 1通

(エ) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が県内であることを疎明する書類 1通

(2) 雑踏警備業務2級に係る検定

ア 所定の様式による検定申請書 1通

イ 写真 2枚(縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートル、申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

ウ その他

(ア) 県内に住所を有する者

住所地在県内であることを疎明する書類 1通

(イ) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が県内であることを疎明する書類 1通

## 5 検定申請手続

(1) 提出先

ア 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

(2) 提出期間

令和7年4月21日(月曜日)から同月25日(金曜日)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで。ただし、申請順に受け付け、定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

## 6 検定手数料

(1) 雑踏警備業務1級に係る検定

13,000円

(2) 雑踏警備業務2級に係る検定

13,000円

(注) 受講申込書を提出する警察署の手数料収納窓口において、受講申込時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

## 7 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

## 8 問い合わせ先

- (1) 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（０８６）２３４－０１１０ 内線３０３５・３０３６

- (2) 県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

## 9 その他

- (1) 学科試験については、検定当日の午前８時３０分から受付を開始するので、検定申請者は、午前９時までに受検票を係員に示して受付を終えること。
- (2) 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。
- (3) 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。